

## 1回だけのつもりが、 気づかないうちに定期購入に!

### 相談事例

スマートフォンでSNSを見ていると「初回お試し500円!」と書かれたシミ取りクリームの広告が表示された。お試しのつもりで注文したのにしばらく経ってからまた商品が届いた。

販売業者に電話すると「定期購入コースになっている。初回で解約するなら定価との差額9,000円を支払う必要がある。」と言われた。



### 対応アドバイス

商品の効能や低価格を強調した広告をきっかけに「お試し」「1回限り」のつもりで注文しても定期購入が条件となっているケースがあります。2回目から個数が増えたり、高額になっている場合があり、中には2回目以降を解約する時に違約金を請求されることもあります。

トラブルに遭わないために最終確認画面をしっかりとチェックし、注文画面の写真(スクリーンショット)などの記録を残しましょう。

# 通信販売ってクーリング・オフできないの!?

## クーリング・オフ制度とは?

クーリング・オフは、契約の申込みや契約の締結をしてしまった後に、一定の期間であれば無条件で契約の申込みを撤回したり、契約を解除したりできる制度です。クーリング・オフができる取引は法律で定められています。

## ■クーリング・オフが可能な取引と期間

### ●訪問販売

(キャッチセールス、アポイントメントセールス、SF催眠商法など)

### ●電話勧誘販売

### ●特定継続的役務提供

長期的・継続的にサービスを受ける契約

(エステ、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス)

### ●訪問購入

消費者の自宅などに業者が訪問し、商品を買取ること

8日間

### ●連鎖販売取引

他の人を販売組織に加入させると利益が得られるなどと勧誘し、商品を買わせるなどの金銭的負担をさせる契約 (マルチ商法・ネットワークビジネス)

### ●業務提供誘引販売取引

事業者が提供・あっせんする仕事をすれば収入が得られると勧誘し、仕事に必要な商品を買わせたりするなどの金銭的負担をさせる契約 (内職商法・モニター商法)

20日間

## ■クーリング・オフの手続き方法

- ・クーリング・オフは書面(はがき可)または電磁的記録(メール・FAX・SMS・専用フォームなど)で行います。
- ・クーリング・オフの書面などには、事業者が対象となる契約を特定するために必要な情報(契約年月日、契約者名、購入商品名、契約金額など)やクーリング・オフの通知を発した日を記載します。
- ・クーリング・オフができる期間内に通知します。
- ・クレジット契約をしている場合は、販売会社とクレジット会社に同時に通知します。

## ⚠️ 通信販売にクーリング・オフ制度はありません ⚠️

返品可否や条件についての特約がある場合には、特約に従うことになります。特約がない場合には、商品を受け取った日を含めて8日以内であれば返品することができますが、商品の返品費用は消費者が負担します。

「この契約はクーリング・オフできるのかな」、「書き方が分からない」、「すでに工事しているのでクーリング・オフできないと事業者に言われた」など、  
困ったときは、消費者ホットライン「<sup>いやや</sup>188番」にご相談ください。

# 元気であるためにはフレイル予防!

## フレイルとは…?

高齢期に筋力低下や低栄養などによって、心身の機能が低下し、将来、介護が必要になる危険性が高くなっている状態をいいます。

フレイル状態の改善やフレイル予防の取組を行うことは、健康寿命の延伸に良い影響を与えると期待されています。



### 運動

- 今の日常生活に、体を動かす時間(ラジオ体操など)を追加しましょう。
- しっかりと体を動かし、足腰の衰えを防ぐことが大切です!



### 社会参加

- 1日1回以上は外出し、週1回以上は友人や知人と交流しましょう。
- 人とつながること、地域社会に参加することが大切です!



### 栄養

- 1日3食、バランスのとれた食事をとりましょう。
- 毎日しっかり食べ、栄養状態の低下を予防することが大切です!



### □ 腔

- かかりつけ歯科医をもち、定期的に健診を受診しましょう。
- 噛む力・飲み込む力・滑舌を鍛えることが大切です!

## フレイル予防の4つの柱

## パタカラ体操

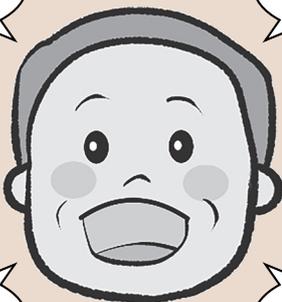
## 今日からできる □ の体操 ~□の周りと舌の筋力低下を予防!~

パパパパ  
パパパパ

カカカカ  
カカカカ

タタタタ  
タタタタ

ララララ  
ララララ



1. 「パ」…唇を閉じてから弾くように
2. 「タ」…舌先を上の前歯の裏につけるように
3. 「カ」…舌の根元をのどに押し付けるように
4. 「ラ」…舌を丸めるように

各発音8回を  
2セット行う。



## “暮らしの達人!知るぽると講座”の御案内

ライフプラン、家計や節約、消費生活のことなど、暮らしに役立つ情報をわかりやすくお話しします。お子さんの一時保育も利用できます。どうぞお気軽に受講ください。

【場 所】 和歌山県消費生活センター研修室（県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階）

【定 員】 各回とも、先着20人 11月7日(木) 申込締切

【一時保育】 各回とも、先着5人（1歳から小学2年生まで）

一時保育は無料ですが事前申込みが必要です。10月30日(水) 申込締切

【申込方法】 ①参加者氏名(ふりがな) ②住所 ③電話番号 ④一時保育希望の有無 を  
郵送・FAX・メールのいずれかで、下記申込み先まで送付してください。

	開催日時	テーマ	講師
第1回	11月14日(木) 10:00~11:30	将来に備えた資産形成 ~「新NISA」「iDeCo」を効果的に使おう~	J-FLEC講師 垣 由起氏
第2回	11月21日(木) 10:00~11:30	デジタル終活ってなに? ~自分や親の身近なデジタル資産の整理整頓~	J-FLEC講師 坂下 直生氏
第3回	11月28日(木) 10:00~11:30	ライフプランに沿ったお金の準備 ~教育資金を中心に~	J-FLEC講師 垣 由起氏

お申込み  
お問合せ

和歌山県金融広報委員会(和歌山県消費生活センター内)  
〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階  
TEL 073-426-0298 / FAX 073-433-3904  
Mail : wakayama-kinyu@sirius.ocn.ne.jp  
<https://www.wakayama-kinkoui.jp/> (案内チラシをホームページに掲載しています。)

## 消費者ホットライン

県やお住いの市町村の消費生活相談窓口  
などをご案内します。

一人で悩まず  
相談してね

い や や  
188



和歌山県PRキャラクター  
きいちちゃん

### 和歌山県消費生活センター

【相談ダイヤル】 073-433-1551

平 日 9:00~17:00

土・日 10:00~16:00 (電話相談のみ)  
(祝日、年末年始は休み)

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2  
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階  
FAX 073-433-3904



### 和歌山県消費生活センター紀南支所

【相談ダイヤル】 0739-24-0999

平 日 9:00~17:00

(土・日・祝日、年末年始は休み)

〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23番1号  
県西牟婁総合庁舎内  
FAX 0739-26-7943

